

第18回 ちゅうでん教育振興助成（平成30年度）

報告書資料 一般 - 29

学校名・団体名	南魚沼市立北辰小学校
コース	学校支援
活動・研究のテーマ	共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築

〈活動・研究の意義および活動報告〉

I 活動・研究の意義

児童の人間関係を良好にするための取組として、特別支援教育の視点から、SO（スペシャル・オリンピックス）スクールの取組、及び特別支援学校と連携した交流活動について昨年度研究した。児童は、多様な人間性を受け入れるという感性や価値観を養い、互いに尊重することの大切さを学んだ。そこで、本年度はこれまでの実践の成果を活かし、さらに発展し深い学びへとつなげていくため「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システムの構築」に取り組んだ。全校体制での取組で推進した結果、特別支援教育の分野だけでなく総合的な学習や特別活動、国際科（国際理解教育の時間）等にも共生社会の考え方が発展した。これらの実践を通し、地域全体で子育てを推進するという機運の醸成やいじめの未然防止等の生徒指導上の諸問題の解決で成果を上げた。

II 活動報告

1 SOスクール（H29・30 継続事業）の実践の深化 **全校児童、保護者、地域**

H29年度、5年生が市内の特別支援学校（以下支援学校と略称で記載）の児童と交流した。そのきっかけは、H29年6月に開催した「SOスクール2017in 北辰」である。SOスクールとは、南魚沼郡市教育振興会特別支援教育部会主催の事業で、郡市内の特別支援学級及び特別支援学校に在籍する児童・生徒が一堂に会し、当校の全児童と交流する活動である。SOは、スペシャルオリンピックスの略で障害のある児童・生徒のスポーツフェスティバルである。当校が会場となることから、当校の全児童がかかわる取組としてH29年度新規事業として開始した。H30年度は継続的な取組として内容を充実させた。

交流では、当校児童が支援学校を訪問した。児童は初めて見る支援学校の施設や先生の数に驚き、支援学校の児童が頑張っている姿に心を打たれた。活動では、積極的に声をかけ、手をつなぎコミュニケーションを深めた。児童は、この交流から前向きに生きることの大切さを学んだ。さらに、人間とは様々な特性があることを理解し、相手を尊重することを、実感をもって学んだ。世の中には様々な状況下にある自分と同世代の子供がいて、多くの支援を受けながら学んでいることへの理解は、児童の心を一変させた。障害は、大きく見れば個性の一部であり、周囲で受け入れていくべきものであること、そして、受け入れながらフラットな人間関係を築き、支え合い共に生きる世の中にしていくことの重要さに気付いた。この交流は、誰とでもフラットな人間関係をつくるというコミュニケーションの基礎について、児童が学んだ瞬間であった。この学びは、差別や偏見のない社会を構築する上で、極めて重要と受け止めている。



図1 SOスクールの様子

「SO スクール 2017 in 北辰」を契機に、支援学校との交流が深まり H30 年度も相互訪問等の交流を継続している。クラブ活動の交流、児童会祭りへの参加、スキー場でのそり遊び交流会等、交流がダイナミックに展開している。障害の有無に関係なく、子供同士が互いに対等の人間関係を育み、発展させている。支援学校との交流は、児童の心を育てる格好の教育活動となった。活動を通して、どの子供も優しい気持ちになれた。そして、学級内でも相手の尊重と受容の心は発揮され、学級内の良好な人間関係の深化につながった。これらの実践は、児童同士のよりよい人間関係づくりやいじめの未然防止に大変有効であると確信する。

2 「共生社会」づくりをテーマとした学習の展開 (H30. 4 月～H31. 2 月)

人間には年齢や性別、国籍、障害の有無等様々な個性がある。様々な個性をもった人々の集合体が社会である。多様な個性をもつ人間集団がフラットな人間関係を結び、互いに支え合いながら発展する社会が共生社会であると認識している。教育活動はその構築のための学びと受け止め実践に臨んだ。

実践例(1) 人権教育・同和教育 (5・6年生) (H30. 10. 26)

高学年 4 学級で合同道徳を実施した。指導教師は、担任及び生活指導主任、校長、教頭の 7 名である。分かりやすい例として、冒頭人権にかかわる寸劇を担任が演じた。寸劇の内容は、授業中にトイレに行きたいと申し出た児童を教師がトイレに行かせないという内容である。生活指導主任が授業を進行し、この劇の中で、「不合理と思う部分は」と問うた。児童は、用便等の生理的な欲求を認めないことと回答できた。この例のように、生理的欲求を認めないことは、人権侵害・人権蹂躪であると生活指導主任が指導した。その後、校長が人権についてまとめた。その人がどんなに努力しても、その人の努力では直せないことを中傷することは人権侵害であること。そして、人を低く見たり、悲しませたり、見下したりする、あるいは、怒らせたり、いやがることを言うなどの行為も人権侵害に当たることを説明した。

実践例(2) 障害理解教育 (6年生) (H30. 12. 12)

この実践は発達障害通級指導教室の担当教員が発案した。まず、障害のある中学生、高校生が健常の生徒と交流したエピソードについて職員が劇を演じた。このエピソードは実際に起こったものである。ポイントとなる場面で劇を途中で止め、自分ならその場面に出くわしたらどのように対応するかを児童に考えさせた。その後、少人数で意見交換(図 2)し、全員で共有化する手法で児童に考えさせた。児童は、様々な障害をもった人々が健常の人と共生し、互いに尊重しながら社会をつくっていくことの大切さに気付いた。



図 2 意見交換する児童

実践例(3) 国際理解教育 (全学年 通年)

児童が社会の担い手として活躍する次の時代には、共生社会は当たり前前の概念になっていると予測する。現在多くの外国人が社会の中で活躍している。社会は今後さらなるグローバル化が進展すると予想される。混在する多様な文化の受容という考え方は必須となる。したがって、外国人のものの見方や考え方を理解し、外国人の感性について認識を深めることは、共生社会を築いていく上で極めて重要である。このような学びを深めていくことは様々な文化的背景をもった人々が、社会で共存する基本と受け止めている。これらについては国際理解教育の分野で実践に取り組んだ。

III 活動の成果

多くの児童は、学習の振り返りとして自分の意識の変化に言及する作文をまとめた。作文の内容と共に、児童の日常生活の過ごし方も人権を意識したものに変容してきている。児童の姿から学習指導要領のコンセプトである「主体的で深い学び」ができつつあると分析した。また、これらの教育活動について、学校だよりで保護者にも報告した。その結果、学校だよりを「保護者だけでなく、祖父母等家族全員で読み、ファイリングして読み返している。」「毎回楽しみにしている。」などの感想を得ることができた。保護者の学校の教育活動に対する理解が深まってきていると受け止めている。

IV 今後の課題

共生社会の構築の大切さについて、児童はよく理解したと評価している。特に 6 年生は、昨年度から継続して共生社会について総合的な学習の中心的テーマとして扱い、年間指導計画に位置づけた学習活動を展開してきた。その結果、人権教育・同和教育の視点からの児童の意識は向上してきていると認識している。

しかし、日々の生活の中で発生する人間関係のトラブルを、学習したことと関連づけてとらえ解決するなど、学んだことを日常生活の中で発揮することはまだまだ不十分である。児童自身が自分事として、共生社会を自分の内に構築していくことが今後の課題である